

平成25年11月12日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 京都銀行

取締役頭取 高崎 秀夫

中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年11月11日開催の当行取締役会決議により、第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の中間配当金のお支払いについて、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

敬具

記

当行定款第39条の規定にもとづき、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき金5円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成25年12月2日 |

以上

中間配当金のお支払いについて

「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」（口座振込ご指定のない方には「中間配当金領収証」）は、きたる11月29日にお届出住所あてご送付申し上げます。

口座振込ご指定の方には12月2日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。